

ディスバースオンライン申請システムに係る要件定義および各種支援業務

(公告/公示日：2021年2月18日/調達管理番号：20a01137) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長(契約担当)

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P.19	第2、3. 業務の内容	(1)調達仕様書・評価基準の策定業務については、「受注者から在外事務所/地域部へのヒアリングは想定していない」と記載されていますが、他の業務も含めて海外の関係者との英語での打ち合わせ等は想定されず、英語が話せる業務従事者は本件では不要との理解で正しいでしょうか。	業務従事者の語学力については英会話は求めませんが、発注者が在外事務所/地域部にヒアリングを行うための資料作成支援等、英語の読み書きができる程度の英語力を有していることが望ましいと考えます。
2	P.22	第2、3. (4) 本システム開発期における工程監理支援及び試行稼働時における技術的見地からの支援や助言	想定工数として「7人日/月」と記載されていますが、本(4)の工程では貴機構に助言をする事が主たる業務となるため、これは業務総括者またはそれに相当する十分な知識・経験を有する業務従事者(管理職相当)による支援・助言を想定されているという理解で正しいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	P.24	第2、5. (2) 2 業務従事者	「2) 業務従事者(2名程度)」と記載されていますが、これは「3. 業務の内容」記載の「(1)実施計画書の作成・提出」「(2)本システム開発業務委託契約に係る調達仕様書(案)および評価基準(案)の作成」「(3)新システム開発業務委託契約に係る調達プロセスでの助言」についての業務総括者1名に加えて業務従事者2名のほぼ100%関与による支援(約40人日/月、業務従事者1名は専任)と「(4)本システム開発期における工程監理支援及び試行稼働時における技術的見地からの支援や助言」についての業務総括者1名もしくはは業務従事者1名による7人日/月の支援を想定しているということでしょうか。	想定についてはご理解の通りです。人日については、仕様書に記載の通り、受注者の知見を活かしたより適切な体制がある場合は、技術提案書に記載するようお願いいたします。
4	P.24	第2、5. (2) 2 業務従事者	No.3の質問に関連し、「(3)新システム開発業務委託契約に係る調達プロセスでの助言」については、実施する業務の性質・量を踏まえて、十分な経験を有する業務従事者の関与等により、業務従事者2名のほぼ100%関与による支援(約40人日/月)よりも低い工数(例えば、専任の業務従事者1名のみ)でのご提案をさせていただくことは可能でしょうか。	上記3.の通り、可能です。
5	P.25	第2、8. 成果品	提出部数欄に「電子データ」と記載されている成果品は、GIGAPODやメールでの提出でしょうか。	ご理解の通りです。
6	P.33	第3、2. (2) 業務の実施方針等	本項に業務の実施方針等の説明として、「記述は、40ページ以内を目途としてください」と記載されていますが、これは「業務の実施方針」の章を40ページ以内で記述する(その他の部分は40ページの制限に含めない)という理解でよろしいでしょうか。それとも、「業務の実施方針」を含む「技術提案書」全体を40ページ以内で記述すると理解すべきでしょうか。	(2)業務の実施方針等を40ページ以内に記述するという意味ですので、技術提案書全体は40ページ以上でも可能です。
7	P.7	9. 技術提案書・入札書の提出 (5) 技術提案書の無効	技術提案書・入札書に関して、原則として、電子データでの提出となる一方で、「押印写」が必要と理解しました。入札書と異なり、技術提案書はページ数が多くなり、押印した提案書をスキャンした場合、ファイルサイズが大きくなり過ぎる事が想定される事を踏まえて、以下の点につき、確認させて下さい。 ①「技術提案書」と異なり、「入札書」には押印に関する例外対応の記載がないことから、「入札書」の押印は必須と理解しております正しい認識でしょうか。 ②「技術提案書」は、「社印又は代表社印の押印が困難な場合」の電子データでの送付の例外対応が記載されています。この点、「提案書の枚数が多く、ファイルサイズ面からスキャンが困難である」という理由から、「入札書」は押印する一方で、「技術提案書」は記載の例外対応を適用(電子データで提出、責任者名の明記)する事は可能でしょうか。 ③例外対応の場合に記名する責任者の役職は、提出会社の代表取締役ではなく、本件プロジェクトを受嘱した場合の「責任者」の役職・名前没有问题でしょうか。	①入札説明書 12. 入札書 に 「(1) 第1回目の入札書(押印写付)の提出方法及び 締切日時は 別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。」 と記載のとおり、第1回目の入札書には押印が必要です。 ②入札説明書 4. 担当部署 (2) 書類授受・提出方法及びスケジュールに記載の通り、 「3) 代表者印または社印を原則とする書類の押印が困難な場合の手続き 機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書、下見積書、技術提案書、委任状および入札書については、全て代表者印又は社印の押印を原則とします。ただし、押印が困難な場合は、機密保持誓約書を除き各書類送付時のメール本文に、社内責任者の役職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、社内責任者より(もしくは社内責任者に cc を入れて)メールを送信いただくことで押印に代えることができます。 また、企業体結成届に押印が出来ない場合、各社から代表者名による共同企業体参加表明書(様式は任意、押印はなくても可としますが組織的承認を得ている旨の記載を本文に入れてください)を各社から取り付けることで押印に代えることも可とします。」 なお、本件は「(3) 政府調達協定の特例事項」に該当しますので、郵送による提出を可とします。ただし、郵送の場合には、「(1) 書類等の提出先」に記載されている住所宛てに提出日必着となります。簡易書留、レターパック等、配達業者発行の受付記録が残る方法で郵送ください。 ③※「②」とありますが、③と理解し、以下の通り回答差し上げます。 「(2) 書類授受・提出方法及びスケジュール 3)」に記載の通り、「社内責任者の役職・氏名」ですので、社としての責任者であり、業務総括者ではありません。
8	P27	10. 閲覧資料	閲覧資料の閲覧は4月1日からしかできず、閲覧期間も5日間しかないため本業務に係る情報のキャッチアップが非常に難しいと考えています。 そのため複数人での資料の閲覧は可能でしょうか？	複数人での閲覧も可能です。
9			また、閲覧資料の時間的制約(1回の資料閲覧では2時間までなど)や閲覧回数の制約(各社2回までなど)の制約はありますか？	閲覧時間内であれば特段制約はありませんが、閲覧回数は1社につき2回程度を目途として頂きますようお願いいたします。